

反社会的勢力でないことの表明・確約書

住友不動産ベルサール株式会社（以下「甲」という）では、暴力団排除条例（「暴排条例」）を遵守するため、使用申込者および会場使用者が以下の事項に該当しないことの確認をさせていただきます。

会場のお申込書の記入・提出をもって、下記内容を承諾したものとさせていただきますのでご了承ください。

1. 自ら（法人もしくは社団、個人等）が、現在、及び将来において、
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員もしくは準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、
 - ② 刺青等第三者に反社会的勢力であることを想起させるものをしていないこと、
 - ③ 自ら又は第三者のために反社会的勢力を利用するものではないこと、
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をするものではないこと、
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係を有するものではないこと、
 - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者若しくは甲の顧客に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いないこと、
 - ⑦ 偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損しないこと、をそれぞれ確約いたします。

2. （契約名義が法人の方のみ）
自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、
 - ① 反社会的勢力ではないこと、
 - ② 反社会的勢力によって経営が支配されていないこと、
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと、
 - ④ 故意または過失により反社会的勢力との継続的取引を行っていないこと、をそれぞれ確約いたします。

3.
 - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと、
 - ② 甲の施設を反社会的勢力の活動の用に供し、又は第三者をして反社会的勢力の活動の用に供させないこと、
 - ③ 反社会的勢力に甲の施設を占有または出入りさせないこと、をそれぞれ確約いたします。

4. 本表明・確約書第1項から前項までの一つにでも違反した場合は、自らとの取引にかかる全ての契約を即時解除されること、これにより自らに損害が生じても甲は賠償義務を負わないこと、およびこれにより甲に生じた損害を賠償することを、いずれも承諾し異議を唱えません。